ユーラシア経済連合プレゼンテーション

はじめに

ロシアNIS貿易会は2014年9月19日(金)、東京の如水会館において、「ユーラシア経済連合プレゼンテーション 一カザフスタン・ベラルーシ・ロシア経済統合の行方」を開催した(在日カザフスタン共和国大使館、在日ベラルーシ共和国大使館、在日ロシア連邦大使館と共催)。3国関税同盟/共通経済空間の事務局であるユーラシア経済委員会の幹部が来日した機会を捉え、委員会の専門家にその通商政策、技術規制等につき日本の実業界向けに解説していただいたものだ。本レポートでは、このプレゼンテーションの模様につき報告する。

2010年にカザフスタン・ベラルーシ・ロシアの3国で発足した関税同盟は、2012年に「共通経済空間」へと深化した。そして、2014年5月29日に3国は「ユーラシア経済連合」を創設する条約に調印し、2015年1月1日に始動することになっている。この10月にはアルメニアが同連合に加わるという動きもあった。

西岡会長挨拶

まず冒頭、ロシアNIS貿易会の西岡喬会長が 挨拶を行い、以下のように発言した。

ROTOBO会長の西岡です。共催者として一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、カザフスタン、ベラルーシ、ロシアの3ヵ国による発足間もないユーラシア経済連合についてのプレゼンテーションを行います。

日本では、まだ馴染みのないユーラシア経済 連合ですが、すでに関税同盟などを通じて経済 統合は進んでおり、関係各国とビジネスを行う 日本企業にとっては、税関手続きや技術認証など、理解が深くなされていない点も多く、非常 に関心の高いテーマであると考えております。

ぜひ、本日のプレゼンテーションを有益な情報交換の場にしていただきたいと思います。

本日のプレゼンテーションは、ユーラシア経済連合事務局のユーラシア経済委員会の専門家から説明していだきますが、このように当事者が紹介するのは日本で初めてのことであろうと思います。

今回のプレゼンテーションは、カマルディノフ・カザフスタン大使、ラフマノフ・ベラルーシ大使、アファナシエフ・ロシア大使の3人の大使のアイデアであると聞いており、経済統合への各国の強い期待が感じられます。

このような機会を設けていただき誠にあり がとうございました。

ユーラシア経済連合は加盟国が増える予定 であり、また、域外との協力関係がどのように なるのかも注目されます。

経済統合の内容を正確に把握した上で、そのメリットを日本企業も享受し、日本と加盟各国との経済関係が深まることを期待し、私の挨拶といたします。

カマルディノフ・カザフスタン大使

続いて、A.カマルディノフ駐日カザフスタン 共和国大使が、以下のように挨拶した。

フォーラムご参加者の皆様、同僚の皆様。

まずROTOBOの皆様には、このイベントの 開催につき大変ご尽力をいただき、まことにあ りがとうございます。

20年前、カザフスタンのN.ナザルバエフ大統

領は、ユーラシア経済連合(EAEU)構想という新しい形の統合を初めて提唱しました。この呼びかけが元になって、ユーラシア統合という新しい歴史的なプロセスが進行しています。

これに参加する3ヵ国の経済規模は合計で2.2兆ドルにも上ります。3ヵ国の工業生産量は、1.5兆ドルです。統合がもたらす効果ですが、2030年までのGDP成長の幅が、合計9,000億ドルにもなる見込みです。このように、ユーラシア統合のプロセスが、経済に大変有効であり、具体的な結果をもたらすことを、われわれは確認しております。

第1に、参加国のビジネスにとって、この構想はたいへん有用なものでした。現在、ユーラシア開発銀行、ユーラシアビジネス連合、ユーラシアメディアフォーラムなど、ユーラシア統合を支持する統合のプロジェクトが多数活動しています。

第2に、現在のユーラシア統合計画は、現実からかけ離れたものではありません。まず、参加国の政治上の主権が守られることが、統合の上での最優先課題になっています。それと同時に、カザフスタン・ベラルーシ・ロシアおよびユーラシアに属する国の一般市民の利益を守ることが課題の本質でもあります。

第3に、ユーラシア統合計画はCIS全域にわたる統合の性質を変え、新しい意味を与えました。ユーラシア最高経済評議会やユーラシア経済委員会がよく機能しています。カザフスタン・ベラルーシ・ロシアは、統一関税法を採用し、マクロ経済政策で連携しています。

ユーラシア経済連合への参加について関心を寄せる国もあり、ユーラシア統合の経済的な 潜在能力が非常に高いことは明白です。

カザフスタンがユーラシア統合に参加する にあたって、経済と国民の繁栄が優先課題となっています。そして、ユーラシア経済連合の将 来に、イノベーションの開花と我が国が加速的 に発展することを見るものであります。

ご承知のとおり、カザフスタンは新しい2050年までの長期成長戦略を実現する途上です。

「カザフスタン2030」戦略を期限前に実現し、いま、21世紀の半ばまでに世界の先進国30ヵ国入りを目指すという新たな目標に向かっているところです。我々は、主権国家として、またユーラシア経済地域の栄誉ある一員として、この目標を実現する所存です。

2013年、我が国は国際競争力指標で50位になりました。ビジネスのやりやすさで50位になり、さらなる改善を目指しています。2013年のカザフスタンのGDPは6%成長でした。

カザフスタンの外貨準備は合計で1,000億ドルにもなります。カザフスタンでは具体的な近代化計画が設定され、実行されています。それはまず、何が何でも経済を産業化することですが、このためここ4年間で780件もの新しい企業ができ、250種の製品を新たに作ることができるようになりました。

今日、世界の111ヵ国がカザフスタン企業の完成製品を購入しています。われわれは毎年、電力・電力供給・「グリーンテクノロジー」などをはじめ、何百ものイノベーション企業を立ち上げています。2017年にはカザフスタンで、「Expo2017 未来のエネルギー」展が開催されます。石油ガス資源の加工精製、石油化学、旅行業などの部門でイノベーションが進化しています。

また、カザフスタンにはこれまでなかった経済の各部門、すなわち自動車工業、航空産業、機関車・車輌の製造、人工衛星、電子工業など、これらが今後発展するための基礎もまた生じています。

2015年には「西ヨーロッパ~西中国」間交通網の整備が完了します。この総距離は2,700kmで、我が国の領土を通過するほか、ロシアやベラルーシにも建設されるものです。我々は隣国

とともに中国や東南アジアへと繋がる鉄道を 建設し、イラン・ペルシャ湾岸諸国への路線も 完成予定です。

これらの事実もまた、カザフスタンと日本との戦略的パートナーシップの展望がいかに大きなものであるかを物語っていると、確信しております。

ユーラシア経済連合の21世紀前半の最優先 課題としては、2つの重要な点があります。

第1に、世界の経済的マクロ地域のキーポイントとなることです。我が国はEUとアジア太平洋地域という世界の二大産業エリアの間に位置しています。それは地理経済的な意味で東と西の架け橋になるという点で、明らかに有利な自然上の条件です。それと同時に、我々は、一方から他方へと商品や技術を受け渡すだけの仲介者に終わるわけにはいきません。ユーラシア経済連合は、グローバル・イノベーションと、国の枠を超えたビジネスの求心力となる、新しい中心を形成していくべきなのです。

第2に、ユーラシア統合において重要な点は、 参加各国が世界の先進諸国の仲間入りをできるようにすることです。ユーラシア経済連合は 諸国民にとっても、国の経済にとっても恩恵を もたらすべきであって、決して重荷となるべき ではありません。このような方針を保つことで、 我々は「ユーラシアという選択」を魅力的なも のとし、ユーラシア経済連合の意義に対する疑 念を払拭することができるのです。

ラフマノフ・ベラルーシ大使

次に、S.ラフマノフ駐日ベラルーシ共和国大 使が、以下のように挨拶した。

ご列席の皆様。

まず何より、本日のプレゼンテーションの主 催者と参加者の皆様、とりわけモスクワからお 越しのユーラシア経済委員会の代表者に、感謝 を申し上げます。今回の行事により、日本のパートナーの皆さんがカザフスタン、ベラルーシ、ロシアとの協力の可能性を新たな視点で見ることが可能になるだろうと確信しています。

ユーラシア経済連合は、CIS自由貿易圏、3 国関税同盟の枠内で達成された経験と成功に 立脚し、対等な加盟国を結び付ける地域統合組 織として形成されています。その目的は、他の 統合組織と同様であり、当面は3国の、将来的 にはより多くの国々の潜在力を結集し、相乗効 果を達成することです。

ベラルーシは、グローバル化と世界経済システムの不安定化という条件下で、地域経済統合は、国民経済の安定性を向上させるキーファクターの1つであると考えます。ユーラシア経済連合の機能に関し、最も重要な指標は、GDPの成長です。今後10年間で、ユーラシア経済連合創設の経済効果により、各国の経済成長が17~20%上積みされるという試算があります。

ユーラシア経済連合の加盟国には、それぞれの特殊性があります。ベラルーシは同連合の西端に位置してEUと国境を接し、工業を基盤とし先端技術を利用した高度な経済を有しています。ベラルーシと協力することは、高度な人材、強力な生産基盤、発達したインフラ、安定し安全な市場にアクセスできることのほか、ロジスティクス上の利点も意味します。

ベラルーシ経済の発展にとって優先的な分野は、機械、化学、医薬品、医療機器、省エネ・省資源、現代的農業といった高度技術分野です。サービス業の成長に重点を置いている点は3国とも共通ですが、その中でもベラルーシにとっては情報および運輸・ロジスティクスのサービスが戦略的です。ベラルーシの有利な地理的条件を考えると、外国のパートナーがユーラシア市場、EU市場の双方にアクセスできるような魅力的なロジスティクス・プロジェクトが実

現可能です。これらの分野すべてに関して、我 が国は互恵的な契約を結ぶ用意があります。

ベラルーシ経済の実情につき、いくつかの指標を挙げておきます。世銀が発表しているビジネスのやりやすさに関する「Doing Business」のランキングでは、ベラルーシは世界189ヵ国中63位に位置しています。所有権の登録の容易さでは世界3位、契約の執行に関しては13位、企業の登記に関しては15位です。将来的には総合順位で世界の30位以内に入ることが政府の目標です。そのためには、破産法、投資家保護、課税など、まだ多くの法改正や改革が必要です。

「グローバル・イノベーション・インデクス 2014」のランキングによれば、ベラルーシは58 位で、前年から19位順位を上げました。

国連開発計画が2014年に発表した人間開発 指数によれば、ベラルーシは53位となっており、 先進国のグループの仲間入りをしています。

ユーラシア経済連合のユニークな可能性と 利点により、日本の実業界がカザフスタン、ベラルーシ、ロシアでのプレゼンスを拡大することが可能になると確信します。本日のセミナーが、日本の皆さんが本件に注目する契機になることを願ってやみません。

ご静聴ありがとうございました。

アファナシエフ・ロシア大使

引き続き、Ye.アファナシエフ駐日ロシア連邦大使が、以下のとおり挨拶した。

•

ご列席の皆様、本日のプレゼンテーションに ご参加いただき、ありがとうございます。また、 ユーラシア経済委員会代表団の日本訪問を歓 迎いたします。

本日のプレゼンテーションは非常に重要なものであり、CISの空間で進行している注目すべきプロセスに関係したものです。すなわち、本年5月29日にユーラシア経済連合創設条約

が調印されました。これにより、加盟国の経済が発展し、相互協力が質的に新しいレベルに達するだけでなく、ユーラシア空間に強力な経済発展のセンターが築かれることになります。それは1.7億人以上の人口を抱える大規模な地域市場であり、大きな生産・科学・技術ポテンシャルを有し、天然資源に恵まれ、商品・サービス・資本・労働力が自由に移動する市場です。

これは実質的に、国際法の完全な主体であり、 WTOのルールをはじめ広く普及している原則 に則って行動する新たな経済組織が国際場裏 に出現したことを意味します。

ユーラシア経済連合の加盟国は、国家主権を 完全に保持しながら、エネルギー、鉱工業、農 業、運輸といった基幹部門で、協調的な政策を 実施することで合意しました。私見によれば、 これらのことすべては、我々の通商・経済パー トナーにとって、大きな関心事であるはずです。 日本は世界的な経済超大国の1つであり、我々 の連合の隣人でもあるので、きっとその例外で はないでしょう。

ユーラシア経済連合は、1つには、世界経済 危機に対する我々の回答です。いかなる経済も、 それが欧州であれ、米国であれ、ユーラシアで あれ、単独では充分に強固であることはできま せん。グローバル・レベルで充分な重みを持ち、 加盟国の意向や利害が尊重されるような連合・ 構造に統合されることによってはじめて、困難 を克服できるのです。これは何も、我々が外部 世界から隔絶されようとしたりしているわけで はありません。目的はその反対で、統合によっ て我々の経済をより強くし、域外においてもユ ーラシア経済連合として行動することにより、 日本を含む外国パートナーにとっての域内市 場の魅力を高めることにあります。

我々は、中国、インドをはじめ、世界経済の 巨人たちが我々の連合への直接的な関心を高 めていることを実感しています。今後の予定としては、アルメニアがユーラシア経済連合に正式加盟することになっており、キルギスとの交渉も進められており、その他の国々の参加の可能性もあります。

ユーラシア経済連合は、他の国際機関のレベルでも、バイラテラル・ベースでも、相互利益の原則にもとづいて、すべてのパートナーと対話を発展させる用意があります。その際に強調しておきたいのは、今後ロシアの二国間関係も、ユーラシアの統合過程を考慮に入れて構築されるということです。なぜなら、対外経済関係の調整機能のかなりの部分が、ユーラシア経済連合の諸機関に委譲されるからです。そして、このプロセスはずっと続いていくことになります。

ユーラシア経済連合の今後の課題としては、 共同金融市場の創設、通貨政策の段階的な協調 化が挙げられます。

本日のプレゼンテーションの結果、特にモスクワからいらした高度な専門家の報告により、日本のパートナーの皆さんが我々の連合についての知識を深めてくださることを期待します。とりわけ、ユーラシア経済連合の創設は、3国との貿易取引や投資プロジェクトの実施にとっても、実際的な影響を及ぼすということがお分かりいただけるでしょう。

ユーラシア経済連合3国が協力し合うことにより、加盟国の経済を発展させ、ユーラシア空間の安定化・安全化・繁栄を達成するための良好な条件を創出できると、確信いたします。本日の会合が、ユーラシアと日本の官民両面の協力関係が増大していく新たな契機となることを期待します。そのことに貢献すべく、在日ロシア大使館は、カザフスタン大使館およびベラルーシ大使館とも連携し、必要なあらゆるお手伝いをしてまいります。

ご静聴、ありがとうございました。

V.スパッスキー

ユーラシア経済委員会統合発展局長

次いで、ユーラシア経済委員会の専門家によるプレゼンテーションに移り、まずV.スパッスキー・ユーラシア経済委員会統合発展局長が「ユーラシア経済連合:歴史、目標と国際経済協力促進のための新たな機会」と題する報告を行った。その要旨は以下のとおり。なお、以下でプレゼン資料を転載するが、紙幅の都合で重要なスライドに絞って掲載する(右上にスライド番号が記されている)。プレゼン資料のフルバージョンの入手をご希望の方は、以下からダウンロードしていただきたい。

http://www.rotobo.or.jp/events/20140919eurasiaNo.1.pdf



スライドの2枚目に、ユーラシア統合の軌跡を示した。ユーラシア統合の歴史はすでに20年近くになるが、それが本格化したのが2010年のことであり、折からの世界経済危機にも促される形で、ロシア・ベラルーシ・カザフスタンの3国が関税同盟を立ち上げた。3国の領域では、商品の自由移動が保証されるようになり、障壁撤廃の結果、域内貿易が活発化した。

そして、2012年にはさらに深い統合段階である「共通経済空間」に進むことが合意された。商品に加え、サービス・資本・労働力の移動も自由化したものである。共通市場の機能を円滑化するために、2012年2月に事務局である「ユーラシア経済委員会」が設置された。我々委員会の使命は、関税同盟が機能するようにすることと、新たな「ユーラシア経済連合」の創設条約を準備することだった。

条約を起草するに当たって、我々は3国大統領からの命により、以下の点を原則とした。第1に、条約を政治的ではなく、純粋に経済的なものとすること。第2に、条約に関し、3国の政界だけでなく、実業界でも議論を重ねた。第3に、全世界で得られる最も現代的な慣行、統

合の成功例を利用すること。第4に、経済規模 等にかかわりなく、加盟国の権限を平等にした。

かくして、統合の新段階、「ユーラシア経済連合」が、2015年初頭から始動することになる。 5月29日に条約が調印され、現在は3国の議会による批准手続きが進められているところだが、発効すれば、ユーラシア経済連合は国連に登録されて正式に国際法の主体となる。

条約の全体像を示したのがスライドの3、4、6枚目になる。条約は1,000ページ以上あり、本文と付属文書から成る。

条約本文は、4つの部から成る。第1部(第 $1\sim22$ 条)は、連合の基本原則、その諸機関などについてうたったもの。第2部(第 $23\sim61$ 条)は、関税同盟の機能について定めている。第3部(第 $62\sim98$ 条)は、サービス・資本・労働力の共同市場に関するものである。第4部(第 $99\sim118$ 条)は雑則を記したものである。

ユーラシア経済連合条約が発効すると、加盟 国は初めて経済管理の機能の一部を常設機関 であるユーラシア経済委に委譲することにな る。つまり、一部の事項については経済委の決 定が、加盟国による執行を義務付けられるとい うことだ。具体的には、技術規制、通商政策、 関税・非関税管理など。現在は、皆さんがロシ ア・ベラルーシ・カザフ各国と取引しようとす れば、当該国の省庁が窓口になるが、それが 2015年からは上述のような事柄に関してはも っぱらユーラシア経済委が窓口となるわけだ。

条約を策定する際に、我々は、既存の法的文書の数が多すぎて、実業界がそれらすべてを消化するのが困難になっていると考えた。というのも、企業が準拠すべきユーラシア統合関連の法的文書の数が、236本にも及んでいたからである。したがって我々は、これらの法令をすべて、ユーラシア経済連合条約という1本の文書に統合し、企業がその中身を理解するのを容易にしようとした。これは非常に困難で、2012年

末から2014年3月にかけての時期だけでも、700人の専門家が条約案の策定に参加し、副首相クラスの会合も18回に及び、3国大統領のレベルでも8回も会談を行った。

3国大統領は2013年に1つの課題を我々に 提起した。それは、実現したはずの商品・サー ビス・資本・労働力の分野でも、現実には数百 に上る障壁が残っており、それを除去すべきだ ということだった。我々はそれらの一部に関し てはすぐに障壁を撤廃し、残りに関してはユー ラシア経済連合条約で移行期間を明記し段階 的に撤廃していくことになった。具体的には、スライドの9枚目に見るような期限で分野ご とに共同市場化を進めていく。これは製薬、石 油・ガスなどのセンシティブな分野であり、現 在は国家レベルで管理されているが、移行期間 中にしかるべきコンセプトや工程表を策定し、 最終的に国際条約を結んで、障壁を撤廃し共同 市場を形成するという手順である。

一例を挙げれば、現時点では製薬会社がロシア・ベラルーシ・カザフスタンの市場で販売を行う場合に、各国個別に規制が行われている。しかし、2016年1月1日からは医薬品共同市場が発足し、たとえばカザフやベラルーシの工場で生産した医薬品を何の障害もなくロシア市場に供給できるようになる。

エネルギー市場の統合はさらに難しく、電力では2019年7月1日の、石油・ガスでは2025年1月1日の共同市場創設を見込んでいる。拙速に事を運ぶのではなく、手順を踏んで着実に統合を進めていくことを旨とする。

運輸政策に関しては、3国はすでに共同の運輸会社を立ち上げ、3国全域にまたがる貨物の輸送を実現することになっている。現在、日本企業は大陸間の貨物輸送に主に海運を利用していることと思うが、ユーラシア領を経由するルートを使えば輸送費を削減できる。その他、産業政策、農業政策についてはスライドの10枚

目を参照していただきたい。

関税同盟/ユーラシア経済連合の組織については、スライドの11枚目に見るとおりで、これも2015年1月1日から新しい体制になる。ユーラシア経済委員会の「理事会(Cober)」には、各国が1人の副首相を代表として出し、全会一致の原則で決定が下される。一方、「評議会(Konnerus)」には、各国が3人ずつの代表を出している。ベラルーシの代表にはS.シドルスキー元首相が含まれており、同氏はユーラシア経済委員会の産業・農業相を務めている。カザフスタンもD.アフメトフ元首相を送り込んでおり、同氏はエネルギー・インフラ相を務めている。評議会の決定方式は特定多数決であり、

3分の2以上の賛成で決定が下される。委員会には、現状では23の局(Департамент)があるが、今後さらに増えていくだろう(注: スライドでは「省」と訳されている)。

ユーラシア3ヵ国のうち、WTOに加盟済みなのはロシアだけである。しかし、関税同盟/ユーラシア経済連合は完全にWTOの基準に則って機能している。なお、ユーラシア経済連合にはアルメニアが近々参加する見通しであるほか、キルギスも参加を希望している。

また、国際法人格を持つ関税同盟/ユーラシア経済連合は、EU、ニュージーランド、ベトナムなどと自由貿易圏創設に向けた交渉を行っている。

CIS自由貿易地域

зст

2010

関税同盟

の設立

- 統一関税法典
- 統一関税率
- 統一地域
- 統一関税および統一非関税措 置制度

一つの自由の保護:

製品流通の自由



2012

統一経済圏

の設立

- 基本協定は17件
- ユーラシア経済委員会の設立
- 世界貿易機関の規則に沿って活躍

他3つの自由の保護:

資本・労働力・サービス移動の自由

2015



ユーラシア経済連合

の設立

- 四つの自由の保護に経済分野での協調した政策及び共通インフラも加えわる

- 国際的な法的資格と関係機関を持つ経 済連合



2014年5月29日はユーラシア経済連合条約の署名 2015年1月1日まで締約相手 国よりユーラシア経済連合 条約の批准



2014年にユーラシア統合プロジェクトは **20年周年**を迎えた。

еэк евразийская

ユーラシア経済連合条約

3

2014年5月29日署名

法典化

(236件の国際条約に基づく)



関税同盟と統一経済圏の法律は基礎(96)

ユーラシア経済共同体の法律基礎 (133)

+欧州連合との文化・科学・労働力移動などの分野での交流に関する7協定書

- → 2011年3月15日ユーラシア経済共同体国家間評議会決定に沿って法典化;
- → 2011年12月12日、「関税同盟、統一経済圏、 ユーラシア経済共同体の法的基礎である国際条約 の法典化」というテーマについて全ロシア貿易アガデミーと研究契約の締結;
- → 2012年2月6日ユーラシア経済委員会にユーラシア経済連合条約案が提出:
- → 2012年10月25日から2014年5月28日まで積極的 討論(最高議会会議8回、ユーラシア経済委員会評 議会18回、3カ国代表専門家及びユーラシア経済 委員会専門家700人参加)

ユーラシア

経済連合 条約 批准後2015年1月1日発効

B

「4つの自由」の実施免除の撤廃 などを含める統合を深める

合意



4 118 ¹⁰¹⁴ 28 条 33

2013年10月24日の最高理事会の 決定では「4つの自由」の実施を目 的に免除及び制限の<u>段階的排除</u>が 委託された。

ユーラシア経済連合条約によって製品・資本・労働力・サービス移動の自由の保護及び本条約及び連合内国際条約によって決められた経済分野での協調した、または共通した政策実施保護を確保するユーラシア経済 連合が創立される。

付属書

ユーラシア経済連合条約第1条



第1部: 1 - 22条 「ユーラシア経済連合設立」

I. 総則:

Ⅱ. 連合の基本原則、目的、権利、権限:

Ⅲ. 連合機関;

IV. 連合予算:

第2部: 23-61条 「関税同盟」

V. 情報交換協力及び統計

VI. 関税同盟執務

VII. 医薬品及び医療機器規制

VIII. 連合の税金規制

IX. 貿易政策

X. 技術規則

XI. 保健規則、動物·植物·製品検疫対策

XII. 消費者権利保護

第3部: 62 - 98 条 「統一経済圏」

XIII. マクロ経済政策

XIV. 通貨政策

XV. サービス商業、設立、職務、投資実施

XVI. 金融市場の規制

XVII. 税金と税制

XVIII. 経済競争の原則と規則

XIX. 自然独占

XX. エネルギー業

XXI. 交通機関

XXII. 政府(自治体)調達

XXIII. 知的財産権

XXIV. 産業

XXV. 農業

XXVI. 労働力移動

第4部: 99-118条 「中間期規定及び最終規定」

XXVII. 中間期規定: XXVIII. 最終規定



ユーラシア経済連合条約: 主な課題別内容

6

関税同盟 ユーラシア経済連合条約第2部

ユーラシア経済連合内市場、統一関税率、第三国 とのユーラシア経済連合加盟国製商統一貿易体 制、加盟国内国家管理及び税関申告なし自由製 品流通体制

ユーラシア経済連合条約第6章

医薬品共同市場及び医療機器共同市場

ユーラシア経済連合条約第7章

ユーラシア経済連合の枠内での共通税金規制

ユーラシア経済連合条約第8章

ユーラシア経済連合条約付属書第5,6,7,8号

ユーラシア経済連合の枠内での技術規制

ユーラシア経済連合条約第10章

ユーラシア経済連合条約付属書第9,10,11号

保健規則、動物・植物防疫対策に関する協調政策

ユーラシア経済連合条約第9章

ユーラシア経済連合条約付属書第12号

消費者権利保護の分野での協調された政策

ユーラシア経済連合条約第12章

ユーラシア経済連合条約付属書第13号

統一経済圏 ユーラシア経済連合条約第3部

協調されたマクロ経済政策

ユーラシア経済連合条約第12章:ユーラシア経済連合条約付属書第14号

協調された通貨政策

ユーラシア経済連合条約第14章;ユーラシア経済連合条約付属書第15号

サービスの共同市場の構成及び職務確保への意思

ユーラシア経済連合条約第15章;ユーラシア経済連合条約付属書第16号

金融共同市場構成への意思

ユーラシア経済連合条約第16章;ユーラシア経済連合条約付属書第17号

経済競争の統一原則と規則

ユーラシア経済連合条約第18章;ユーラシア経済連合条約付属書第19号

エネルギー資源共同市場の構成

ユーラシア経済連合条約第20章;

ユーラシア経済連合条約付属書第21,22,23号

輸送サービス共同市場の構成

ユーラシア経済連合条約第21章;ユーラシア経済連合条約付属書第24号

産業協力基本方向設定

ユーラシア経済連合条約第24章;ユーラシア経済連合条約付属書第27、28号

農業分野での協調(共通)政策

ユーラシア経済連合条約第25章;ユーラシア経済連合条約付属書第29号

ユーラシア経済連合で経済分野別での協調した、または共 通した政策実施

·ラシア経済連合は経済相互利益かつ公平な連合

協調

(共涌)

政策

電気事業

ユーラシア経済連合条約第20章81条 ユーラシア経済連合条約付属書第21号

2019年/月1日まじ 電気事業共同市場

ユーラシア経済連合条約第104条2、3項

ガス

ユーラシア経済連合条約第20章83条 ューラシア経済連合条約付属書第22号

2025年1月1日まで ガス共同市場

ユーラシア経済連合条約第104条4,5項

石油及び石油製品

ューラシア経済連合条約第20章84条 ユーラシア経済連合条約付属書第23号

2025年1月1日

石油及び石油製品共同市場

ユーラシア経済連合条約第104条6,7項

製薬業界

ユーラシア経済連合条約第7章30、31条

2016 年1月1日から

医薬品共同市場 ユーラシア経済連合条約第100条1項

2016 年1月1日から

医療機器共同市場

ユーラシア経済連合条約第100条2項

交通機関

ユーラシア経済連合条約第21章86条 ラシア経済連合条約付属書第24号

-ビス共同市場段階的構成

ユーラシア経済連合条約第86条2項

統一運送・ロジスティック会社の設立

金融分野

ユーラシア経済連合条約第26章70条 ユーラシア経済連合条約付属書第17号

2025年まで

アルマトイ市に金融市場規制の超国家的機関の 創出

ユーラシア経済連合条約第103条2項



産業、農業、交通機関の分野における協調政策

10

産業政策

ユーラシア経済連合条約第24章

産業政策の目的は産業発展の安定の促進や改 善、加盟国の産業団地の競争力向上、革新活動 強化を目的とした効果的な協力、産業部門における障壁の撤廃。



- 産業発展企画情報交換;
- 産業協力の優先経済活動における共同開発企 画作成と実施;
- インフラ発展など共同企画実施;
- ・ ハイテク産業を促進させるために共同研究開発
- 障壁の撤廃と相互有益協力発展



産業協力基本方向設定

ユーラシア経済連合条約第24章 ユーラシア経済連合条約付属書 第27、28号

農業政策

ラシア経済連合条約第25章

農業分野での協調(共通)政策の目的は

競争力のある農産物や食品の生産の最適化のために加盟国の資源ポテンシャルの効率実施、連合 共同農業市場のニーズを満たすこと、農産物や食



- 農産物や食料の生産とバランスの取れた市場発
- 加盟国農業事業の公正な競争の確保、共同農 産物市場への平等的アクセス確保など
- 農産物や食品の流通に関連する要件の統一化;
- 連合内外市場での加盟国の生産者の利益保護



農業分野での協調(共通) 政策

ユーラシア経済連合条約第25章;ユー ア経済連合条約付属書第29号

交通機関

ユーラシア経済連合条約第21章

交通分野での協調(共通)政策の目的は 経済統合保護、段階的共同交通圏構成

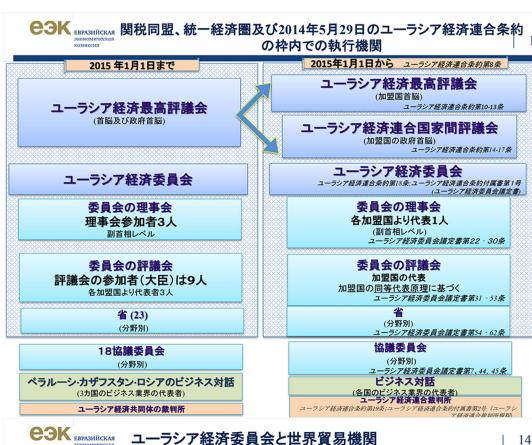


- 共同交通圏構成; ユーラシア輸送回廊の構成と発展; 交通インフラの発展;



輸送サービス共同市場の 構成

-ラシア経済連合条約第21章; ユーラシア経済連合条約付属書第24号



ユーラシア経済委員会と世界貿易機関



🍑 カザフスタンは世界貿易機関の加盟交渉完了段階

■ ベラルーシは 世界貿易機関加盟交渉中

多角的貿易体制の中のユーラシア経済連合の機能に関する議定書より 2011年5月19日付「多角的貿易体制の枠組みにおける関税同盟の機能に関する条 約」は適切な場合に使うという。

ユーラシア経済連合条約付属書第31号

(加盟国が世界貿易機関に加盟する日から、当加盟国の国際条約は関税同盟の法 律文書の一部になる)

N.ヤチェイストヴァ

ユーラシア経済委員会通商政策局副局長

続いて、N.ヤチェイストヴァ・ユーラシア経済委員会通商政策局副局長が「ユーラシア経済連合の通商政策」と題し、以下のような報告を行った。プレゼン資料は以下からダウンロードしていただきたい。

http://www.rotobo.or.jp/events/20140919eurasiaNo.2.pdf

•

通商政策はユーラシア経済委員会が取り組んでいる主要な8つの政策分野の1つであり、A.スレプニョフ通商大臣がそれを取り仕切っている。その下には、関税・非関税管理局、域内市場保護局、通商政策局という貿易関連の3つの局がある。2015年からは通商政策の権限の多くが国レベルからユーラシア経済委に委譲されるので、これはきわめて重要である。技術・衛生・検疫といった分野は、スレプニョフ大臣の直接的な管轄ではないが、通商政策にかかわってくるので、複合的に決定がなされている。

通商政策は、多国間レベル、バイラテラルのレベル、そしてユーラシア独自の裁量のレベル(関税率、保護措置など)と、3つのレベルで推進されることになる。このうち、バイのレベルでは、ベトナムとの自由貿易圏創設交渉が完了間近であり、イスラエル、インド、エジプトともそうした関係を検討中。同時に、中国、EU、米国、日本といったパートナーとの「通商対話」も推進している。

ユーラシア経済連合は、WTOとの整合性を 重視している。2011年5月19日に「多角的貿易 体制の枠組みにおける関税同盟の機能に関す る条約」が署名され、関税同盟加盟国がWTOに 加盟する場合、同国がWTO加盟条件として負 った義務は、関税同盟の法体制の一部になるこ とになった。

域内市場保護の面では、2014年8月現在で、 関税同盟は諸外国に対し12の措置を適用して いる(下表のとおり、8の反ダンピング措置と 4のセーフガード)。

As of August, 2014, the CU applies 12 remedies: 8 anti-dumping and 4 safeguard measures

| Product | Exporting country | Category of measure |
|--|---------------------------------|---------------------|
| Certain types of steel pipes | Ukraine | Anti-dumping |
| Rolling bearings | P.R.C. | Anti-dumping |
| Forged steel rolls for rolling mills | Ukraine | Anti-dumping |
| Polymer-coated rolled metal products | P.R.C. Taiwan, Hong-Kong, Macao | Anti-dumping |
| Corrosion-resistant steel pipes | All countries | Safeguard |
| Recovered carbons | All countries | Safeguard |
| Graphitized electrodes | India | Anti-dumping |
| Cold-worked seamless stainless steel pipes | P.R.C. | Anti-dumping |
| Cast-iron enameled bathtubs | P.R.C. | Anti-dumping |
| Light commercial automobiles | Germany, Italy, Turkey | Anti-dumping |
| Table and kitchen china ware | All countries | Safeguard |
| Grain harvesters and modules | All countries | Safeguard |

A.モロコヴァ

ユーラシア経済委員会技術規制・認定局次長

最後に、A.モロコヴァ・ユーラシア経済委員会技術規制・認定局次長が「関税同盟及び統一経済圏における製品に関する必須要件について」と題する報告を行った。プレゼン資料は以下からダウンロードしていただきたい。

http://www.rotobo.or.jp/events/20140919eurasiaNo.3.pdf

•

ユーラシア経済委員会で技術規制の問題を 担当しているのはV.コレシコフ大臣であり、そ の下に技術規制・認定局、衛生・動植物検疫局 が設置されている。ユーラシア市場の技術規制 の法的基礎となってきたのが、2009年調印の認 定機関・研究所を相互に承認する協定、関税同 盟領において評価を義務付けられる商品の流 通に関する協定、2010年調印の共通の技術規制 原則に関する協定である。共通化の課題とされ ている66の項目があり、うち34はすでに採択さ れ、31は発効している。2011年には ユーラシア市場の基準に適合して いる(Eurasian Conformity)ことを



示すマークが導入された(右上のEACというマーク)。8.000以上の技術標準が存在している。

2014年調印のユーラシア経済連合条約では、第51~55条を技術規制の問題に充てている。同条約にもとづき、関連する3本の国際条約を新たに結ぶ予定。具体的には、技術規制の遵守の国家管理体制の加盟国の法令を調和化する協定、統一の技術規則が存在しない製品に対する共通の安全原則・アプローチの制定に関する協定、第三国との貿易において技術的障壁を撤廃する方式と条件の制定に関する協定である。

ユーラシア経済連合条約の第56~59条は、衛生・動植物検疫の問題に充てられている。この分野では、関税同盟の3本の協定がすでにあり、それが引き続き効力を有することになる。

(構成:服部 倫卓)

ユーラシア経済連合条約

2015年

関税同期及び統一経済圏加盟国の達成された合意に基づく

第10章 技術規則

- 技術規則の基本原理
 - 統一製品リスト
- 統一技術規則に統一した必須要件
 - 自発的な基準の適用

技術規則の必須要件の遵守の国家制御(監督) 実施に関する加盟国の法律調和

承認した統一技術規則対象外製品の安全性に関する統一原則や手段の承認

第三国との貿易に発生する技術的な障壁を除去するための方法及び条件の承認

国際条約案

本稿は『ロシア NIS 調査月報』2014 年 12 月号にも掲載されています。